

春日井市愛知県特別障害者手当等支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県特別障害者手当、愛知県障害児福祉手当及び愛知県福祉手当（以下「県手当」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「A種重度障害者」とは、次のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の2に規定する特別障害者手当（以下「特別障害者手当」という。）及び同法第17条に規定する障害児福祉手当（以下「障害児福祉手当」という。）並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定による福祉手当（以下「経過的福祉手当」という。）の支給を受ける者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有するもの
- (3) 愛知県内の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が35以下であると判定され、愛知県知事又は名古屋市長から療育手帳の交付を受けたもの

2 この要綱において、「B種重度障害者」とは、前項第1号に該当する者であって、かつ、前項第2号又は第3号に該当するものをいう。

(支給要件)

第3条 県手当は、市内に住所を有するA種重度障害者及びB種重度障害者に対して支給する。

(認定)

第4条 県手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、その受給資格について、社会福祉事務所長の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定の請求は、特別障害者手当、障害児福祉手当又は経過的

福祉手当（以下「特別障害者手当等」という。）の受給資格の認定の請求に係る特別障害者手当等認定請求書の提出によって行われたものとみなす。ただし、特別障害者手当等の支給要件に該当しない者にあつては、県手当に係る認定請求はなかつたものとみなす。

（認定の通知）

第5条 前条による認定の通知は、特別障害者手当等の受給資格の認定の通知に係る特別障害者手当等認定通知書の交付によって行われたものとみなす。

（県手当の支給）

第6条 市長は、県手当の受給資格を認定した者に対して、予算の範囲内において県手当を支給する。

2 県手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、次の表に定める額とする。

手当の種類	対象者	区分	月額
愛知県特別障害者手当	特別障害者手当受給者	A種重度障害者	6,850円
		B種重度障害者	1,050円
愛知県障害児福祉手当	障害児福祉手当受給者	A種重度障害者	6,900円
		B種重度障害者	1,150円
愛知県福祉手当	経過的福祉手当受給者	A種重度障害者	6,900円
		B種重度障害者	1,150円

3 県手当の支給は、受給資格者が第4条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、県手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

4 受給資格者が、災害その他やむを得ない理由により第4条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後、15日以内にその請求をしたときは、県手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が、やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかつた日の属する月の翌月から始まる。

5 県手当は、5月、8月、11月及び2月の4期にそれぞれ前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた県手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の県手当は、その支払期月でない月であっても支払うものとする。

6 県手当は、特別障害者手当等に合算して支給する。

(届出)

第7条 県手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）の住所、氏名及び支払金融機関の変更並びに受給資格喪失等の届出は、県手当に係る当該届書の提出によって、県手当の届書の提出があったものとみなす。

(受給資格喪失の通知)

第8条 県手当の受給資格の喪失の通知は、特別障害者手当等に係る受給資格喪失通知書の交付によって行われたものとみなす。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により県手当の支給を受けていた者があるときは、その者に既に支給された県手当の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日において、旧要綱の在宅重度障害者手当を受給している者であつて、施行日において、障害児福祉手当及び経過的福祉手当の受給資格を有する者は、手当の受給資格の認定を受けたものとみなし、昭和61年4月から支給する。
- 3 昭和61年4月1日において、特別障害者手当等の支給要件に該当している者が、昭和61年4月30日までに第4条の認定を請求したときは、手当の支給は、第6条第5項の規定にかかわらず同月から始める。
- 4 昭和61年4月分の手当については、第6条第5項の規定にかかわらず同年8月に支払うものとする。
- 5 昭和61年3月以前の月分の旧要綱の在宅重度障害者手当については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年8月1日から施行する。
- 2 平成11年7月以前の月分の特別障害者手当については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年4月1日以後に支給される特別障害者手当、障害児福祉手当又は経過的福祉手当の受給者について適用し、同日前の特別障害者手当、障害児福祉手当又は経過的福祉手当の受給者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。